

市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の定め又は変更に係る知事の同意基準

地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2第1項の規定に基づき、市町村が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画（以下「農振整備計画」という。）のうち同条第2項第1号に掲げる事項（農用地区域の設定及びその区域内にある土地の農業上の用途の指定）に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）を定め、又は変更しようとするときの同条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による知事への協議及びその同意について、次のとおりその判断基準を定める。

第1 市町村の農用地利用計画の定め又は変更に係る知事の同意基準を定める趣旨・目的

1 市町村の農用地利用計画の定め又は変更に係る知事の同意の根拠

市町村は、農振整備計画を定め、又は変更しようとするときは、当該農振整備計画のうち農用地利用計画について法第8条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得なければならないとされている。

2 同意基準を定めることについての根拠

地方自治法第250条の2において、都道府県の機関は、市町村からの法令に基づく協議の申出があった場合において、同意をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならないとされている。

3 以上から、法第8条第1項又は法第13条第1項の規定に基づき市町村が定め、又は変更しようとする農振整備計画のうち、農用地利用計画について、第8条第4項の知事の同意をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を、地方自治法第250条の2第1項の規定に基づき、次のように定める。

本同意基準は、法、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「令」という。）及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号。以下「規則」という。）の規定に基づき定めるものであり、その適用に際しては、法令の解釈等について示した農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号。以下「ガイドライン」という。）等関係通知を必要に応じ引用し、判断するものとする。

第2 市町村が農用地利用計画の定め又は変更をしようとするときの知事の同意の基準（形式的事項）

農用地利用計画を定め、又は変更しようとして法第8条第4項の規定により市町村から知事への協議があった場合、知事は、以下について確認した上で第3に示す基準に基づき判断するものとする。

1 農振整備計画案の添付

農振整備計画を添えて知事に提出されていること。

2 農振整備計画の内容

農振整備計画の案が法第8条第1項から第3項までの規定に基づき、次のとおり定め、又は変更されるものであること。

- (1) 知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域にある市町村において、その区域内にある農業振興地域について定められ、又は変更される農振整備計画であると認められること。

また、当該計画が令第3条及び規則第3条の2に規定する者の意見を聴いて定められ、又は変更されるものであること。

- (2) 農用地利用計画が定められていること。

また、当該農用地利用計画が、規則第4条に規定するところにより、

- ① 農用地区域に含められる土地と含められない土地との区別
- ② 農用地区域内の土地の農業上の用途区分

を明らかにして定められているものであること。

- (3) 農業振興地域が地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮し一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域であることに鑑み、必要な事項が定められているとともに当該事項の内容に不足がないと認められるものであること。

3 変更の理由

市町村の農振整備計画の変更は、法第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、法第12条の2の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときに遅滞なく行われるものでなければならない。

このため、市町村において、農振整備計画の変更の必要が生じたとする明確な理由が示されるものであること。

4 農振整備計画案の縦覧等手続

法第11条に規定する次に掲げる縦覧等の手続を完了したものであること。

- (1) 法第11条第1項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農振整備計画の定め又は変更をしようとする旨を公告し、かつ、定め又は変更をしようとする理由書を添えた農振整備計画の案を公告の日からおおむね30日間縦覧に供したものであること。

なお、公告に際し、市町村の住民にあっては法第11条第2項の規定に基づき農振整備計画の案に対して縦覧期間満了の日まで意見書の提出ができる旨の、農振整備計画の案の農用地区域内にある土地の所有者等にあっては同条第3項の規定に基づき農用地利用計画の案に対して縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議の申出ができる旨の教示がされているものであること。

- (2) 市町村に異議の申出があった場合は、法第11条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）に規定するところにより、当該申出の全てについて市町村の決定がされているものであること。

市町村の決定について、法第11条第5項の規定に基づき知事に審査の申立てがあった場合は、同条第6項の規定するところにより申立ての全てについて知事の裁決がされているものであること。

- (3) 国有地を含めて農用地区域を定め、又は変更しようとするときは、当該国有地を所管する各省各庁の長の承認を受けているものであること。

第3 法第8条第4項の規定に基づき、市町村が農用地利用計画を定め、又は変更しようとするときの知事の同意の基準（実質的事項）

農用地利用計画を定め、又は変更しようとして法第8条第4項の規定により市町村から知事への協議があった場合は、第2の形式的事項を確認の上、以下に示す基準に基づき同意するか否かを判断するものとする。

1 農振整備計画が、次に掲げる内容を備えていること。

- (1) 当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るために必要な事項を一体的に定め、又は変更するものであること。
- (2) 法第4条第1項の規定に基づき知事が定める農業振興地域整備基本方針に適合するものであること。
- (3) 法第4条第3項に規定する法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれているものであること。
- (4) 農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して定められているものであること。

2 農振整備計画が、法第10条第2項の規定に基づき、市町村の議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に即しているものであること。

3 農用地利用計画が、法第10条第3項の規定に基づき、農業振興地域内の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であって次に掲げるものにつき定めるものであること。

- (1) 集団的に存在する農用地で、その規模が10ヘクタール以上であるもの
- (2) 規則第4条の3各号の要件を満たす土地改良事業等の施行に係る区域内の土地
- (3) (1)又は(2)に該当する土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
- (4) 規則第1条各号に規定する耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設の用に供する土地（以下「農業用施設用地」という。）であって、2ヘクタール以上のもの又は(1)及び(2)に掲げる土地に隣接するもの
- (5) (1)から(4)までに掲げる土地のほか、当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であるもの

- 4 農用地利用計画が、3に示す基準を満たす土地において、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において規則第4条の2第1項及び第2項に規定する次に掲げる基準に従い区分する農業上の用途を指定して定めるものであること。
- (1) 次に掲げる土地の区分に従い指定すること。ただし、①から③までに掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地については、隣接する土地の区分に従い指定すること。
- ① 耕作の目的に供される土地
 - ② 主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
 - ③ 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
 - ④ 農業用施設用地
- (2) 規則第4条の2第1項第2号の規定に基づき、農用地区域内の土地を(1)の農業上の用途に供することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生じないよう用途を指定すること。
- (3) 規則第4条の2第2項の規定に基づき、地域の特性にふさわしい農業振興を図るために必要があるとして大規模な農業経営に適する土地その他の特別の土地の区分を設ける場合は、(1)の用途をさらに細分したものとして指定すること。
- 5 3の(1)から(5)までに規定する農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であっても、法第10条第4項に規定する土地改良法（昭和24年法律第195号）第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地その他令第8条各号に掲げる土地は含まないこと。
- なお、非農用地区域の土地について、土地改良施設用地又は農業用施設用地としてその用地の確保と計画的な配置を図る場合等、地域の農業振興を図る上で農用地区域に含めることが適当と考えられる場合については、農用地区域から除外しないこととしても差し支えない。
- 6 農振整備計画のうち、法第8条第2項第6号の事項については、同号に規定する施設がその施設の目的に即して効率的かつ適切に利用されるように定めるものであること。
- 7 第2の3に示す農振整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の法第10条第3項各号に該当する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、第2の3に示す変更の必要が生じたとする明確な理由が示されるとともに、法第13条第2項各号に掲げる要件の全てが満たされる場合でなければならない。
- なお、法第15条の2第8項の規定に基づく国又は地方公共団体が農用地区域において開発行為をしようとする場合に知事との協議が必要となる施設（規則第35条各号）の用に供する土地については、同項の協議を了していなければ、法第13条の規定に基づき農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更はできない。

附 則

この基準は、令和7年8月6日から施行する。